令和 ６ 年 ８ 月 ６ 日

市長　様

香芝市議会議長　川　田　　裕
【質問者：川 田　裕　】

質　問　状

香芝市議会基本条例第１６条第１項の規定に基づき次のとおり質問するので、同条第２項により速やかに回答して下さい。

香芝市議会議員のパワハラ行為等（３）

昨今、兵庫県庁において知事のパワハラ行為の話題が連日報じられている。真偽の程は未知だが、お亡くなりになられた職員には、心からご冥福を祈り致します。地方公務員法（以下、「地公法」という。）には、職員は、全体の奉仕者として、職務の遂行を全力で専念する職務の基本基準が規定される。それは、法令等又は上司の命に基づくものであり、その範囲を超える又は違法なものについては専念する義務はない。

また、特別職には地公法の適用はなく、地方公共団体の長、各執行機関の長は勿論、議員についても地公法の適用は受けない。また議員には、職員への指揮命令を行う権限はない。然しながら、議会事務局職員が香芝市議会議員によるパワハラ、違法不当及び不当要求（以下、「パワハラ行為等」という。）に該当すると思慮する行為が発生している。

現在、法律確認を行っていることから現時点での実名の公表は差し控えるが、パワハラ行為等について以下に質問する。

１．議会事務局職員の救済措置について

議会事務局職員は、地公法第３条第２項に規定される一般職である。それに対し、香芝市議会議員は同法第３条第３項第１号に規定される特別職であり、同法第４条第２項の規定により、地公法の適用は受けない職である。

議会事務局は、地方自治法第１３８条第２項の規定により議会に香芝市議会事務局設置条例を定め事務局が置かれる。議会事務局職員は、同条第６項の規定により、香芝市職員定数条例第２条第１項第２号に規定される職員である。職員は、同条第５項の規定により議長により任免され、同条第７項の規定により議会事務局長は議長の命を受け、その他職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事している。即ち、議員には議会事務局職員に対する指揮命令する権限は持ちえない。また議会事務局職員は、香芝市議会事務局庶務規程の規定では、議会総務課の事務分掌が規定され、庶務係及び議事係に分掌され、列挙された職務が規定される。その他役職による専決処分等が規定され運営されている。

故に議会事務局職員は、議員のお世話役でもなく、規定等で定められた職務に専念する公務員なのである。

然るに、議会事務局においては議員から職員に対して義務のないことを指示される、議会事務局職員の権限を持たない委員会運営などに対して、「なぜ事務局は注意をしなかったのか。」と叱責される、事務局の職務以外のことで起立したまま話を聞かされ残業まで発生した。連絡事項を伝えているにも関わらず、「聞いていない。」と議会事務局職員に責任転嫁される、大きな声で恫喝される、SNS 等で事実と異なる解釈で非難される、その他にもパワハラ行為等と思慮できる出来事を聞き及んでいる。その内容は、議会事務局職員の職務権限の範囲を越える事項であり、職務の時間を拘束される理由は見当たらない。また、委員会の運営についての責任は全て所属される委員会において、法令等の範囲において判断される事項であり、議会事務局職員が叱責等される事項ではない。その議会事務局職員の権限の範囲を超える事項について、時間を拘束される理由もなく、これらの事実は深刻な問題と言わざるを得ない。

然しながら、上記した法令等を参照しても、議員と議会事務局職員は上司と部下の関係でないことは容易に分かる。議員に対しては地公法第２７条の懲戒等の規定やその基準となる懲戒処分等に関する指針もなく、議員のパワハラ行為等に対する懲戒は議会として対応できないのである。これ等の事由からも議会事務局職員の働く場として、救済措置は不足しているものと思慮するものである。

現代の社会において、働き方改革が進む中、特に職場でのハラスメント等に対する管理は厳格に行われており、議会事務局だけが社会の別世界になってはならない。

そこで、議会事務局職員に対する救済の手続き等について、香芝市の法務部門にお聞きするものとする。

（１）香芝市において、議会事務局職員が議員からパワハラ行為等を受けた場合、相談窓口は設置されているか示されたい。
（２）相談窓口への相談とは別に、議会事務局職員が議員にパワハラ行為等を受けた場合、他にどのような救済方法等があるか示されたい。
（３）議会事務局職員が議員にパワハラ行為等を受けたと判断される場合、国家賠償法による救済の手続きは行えるか示されたい。また、行える場合においてはどのような手続き履践になるのか示されたい。

香 総 第 ４ ４ 号
令和６年　８月２６日

香芝市議会議長　川田　裕　殿

香芝市長　　三橋　和史

文書質問に対する回答書の送付について

令和６年８月６日付け川田裕議員の文書質問に対し、別紙回答書を送付する。

川田裕議員提出の文書質問に対する回答書

⑴について

パワハラ行為等に関する相談窓口は設置されており、その窓口は企画部人事課である。

⑵について

現時点で確認できる方法は、⑴の相談窓口への相談のほか、上司への相談をする等の方法が考えられる。

⑶について

一般に、国家賠償法に基づいて国家賠償請求をすることは自由であるが、いずれにせよ、個別の事案が法の規定に違反するか否かについては、具体の事実に即して判断されるべきものであり、お尋ねについて一概にお答えすることが困難である。